

平成31年度

保育施設入所(入園)案内

受付期間 平成30年11月1日(木)～11月30日(金)

[平成31年4月1日付(以降)入所(入園)申込]

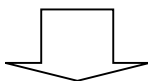
＜ 申し込み手続等のお問い合わせ先 ＞

子ども未来課子育て支援班	亘理町字下小路7-4	0223-34-1225
亘理保育所	亘理町字中町東190-1	0223-34-1512
鹿島保育所	亘理町逢隈鹿島字吹田34-2	0223-34-2900
吉田保育所	亘理町長瀬字南原193-967	0223-35-7099
荒浜保育所	亘理町荒浜字隈瀧54-4	0223-36-7784
逢隈保育園	亘理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	0223-34-1725
亘理カトリック保育園	亘理町字新町18-7	0223-32-0856
クロワール保育園わたり	亘理町字東郷109	0223-36-8166
保育園フレンド	亘理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	0223-34-1790
ゆうき保育園	亘理町逢隈上郡字上96	0223-35-7531
くまさん保育園逢隈	亘理町逢隈牛袋字館内1-1	0223-23-0312
家庭保育よちよち	亘理町字中町1-4 メゾンスズキ104	0223-29-4193
わたり家庭保育園いちごっこ	亘理町字亀井戸58	0223-23-0880
(仮称)ペンギンナーサリースクールわたり	亘理町字五日町39	未定

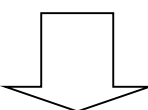
※この案内はお子さんが入所した後も大切に保管してください。

保育施設の入所申込から入所までの流れ

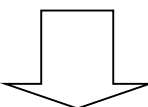
入所申込書類及び
支給認定申請書配布開始
10月24日(水)から



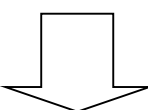
申込受付期間
11月1日(木)～11月30日(金)



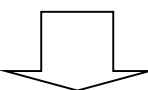
認定審査・入所判定・選考
12月上旬～1月中旬



入所内定通知または待機通知
および支給認定証発送
2月上旬



入所説明会・個別面談
2月中旬から下旬



☆入所☆

申込書及び支給認定申請書は、子ども未来課または各施設で配布します。

申請書の提出先は9ページでご確認ください。

※すべての書類が揃ったもののみ受付します。

※就労証明書などの書類は発行までに時間がかかる場合があります。お早めにご準備ください。

12月1日以降は子ども未来課のみで受け付けします。

※12月1日以降の受付分は、11月中の受付分で保育施設の受け入れ定員に余裕がある場合のみ入所判定の対象となりますのでご注意ください。

◆「保育施設入所判定委員会」を開催し、保育の必要性の事由に該当する程度の高いお子さんより入所を決定します。

◆定員の関係上、第1希望以外の施設に入所をお願いする場合は子ども未来課より直接ご連絡します。

◆待機となった方については、待機通知発送後、欠員が生じ入所できる見込みとなった場合に子ども未来課から連絡のうえ保護者のご意向を確認します。

◆支給認定証については、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果を入所内定通知または待機通知と同時期にお送りします。

◆入所が内定した方には、入所内定通知と一緒に入所説明会の案内をお送りしますので、必ず説明会へ出席してください。

◆転勤などの諸事情により入所できなくなった場合は、速やかに子ども未来課へ電話連絡のうえ、入所申込取り下げ願を提出してください。

◆新規入所のお子さんは入所のつどい(入園式)の後、導入保育を経て通常保育となります。

※導入保育については7ページをご覧ください。



子ども・子育て支援制度について



1 教育・保育給付の支給認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設〔幼稚園、保育所（園）、認定こども園〕や地域型保育施設〔家庭的保育・小規模保育等〕の利用にあたって、入園・入所の決定とは別に、子どもの保護者が給付の支給要件に該当するか市町村の基準に基づき認定され、区分に応じた認定証が交付されます。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども であって、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の子どもであって、 <u>保育を必要とする子ども</u>	保育所(園) 地域型保育施設 認定こども園(保育所部分)

※互理町内の幼稚園は、子ども子育て支援制度に移行していないため、支給認定は必要ありません。また、町外の幼稚園・認定こども園に入園予定の方で、園から支給認定証の提出を求められた場合は、子ども未来課子育て支援班へお申し出ください。

2 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定は「事由」、「保育時間区分」、「優先利用」の基準に基づき認定されます。

(1)事由(保育の必要性)について

子ども・子育て支援制度における互理町の保育の必要性 (国の基準に準ずる)
① 1か月あたり、64時間以上の労働 ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障がい ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ <u>災害復旧(自己の家屋や生業等の復旧)</u> ⑥ <u>求職活動</u> ⑦ <u>就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</u> ⑧ <u>虐待やDVのおそれがあるもの</u> ⑨ <u>育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u> ⑩ その他、上記に類するものとして町長が認める状態にあるもの

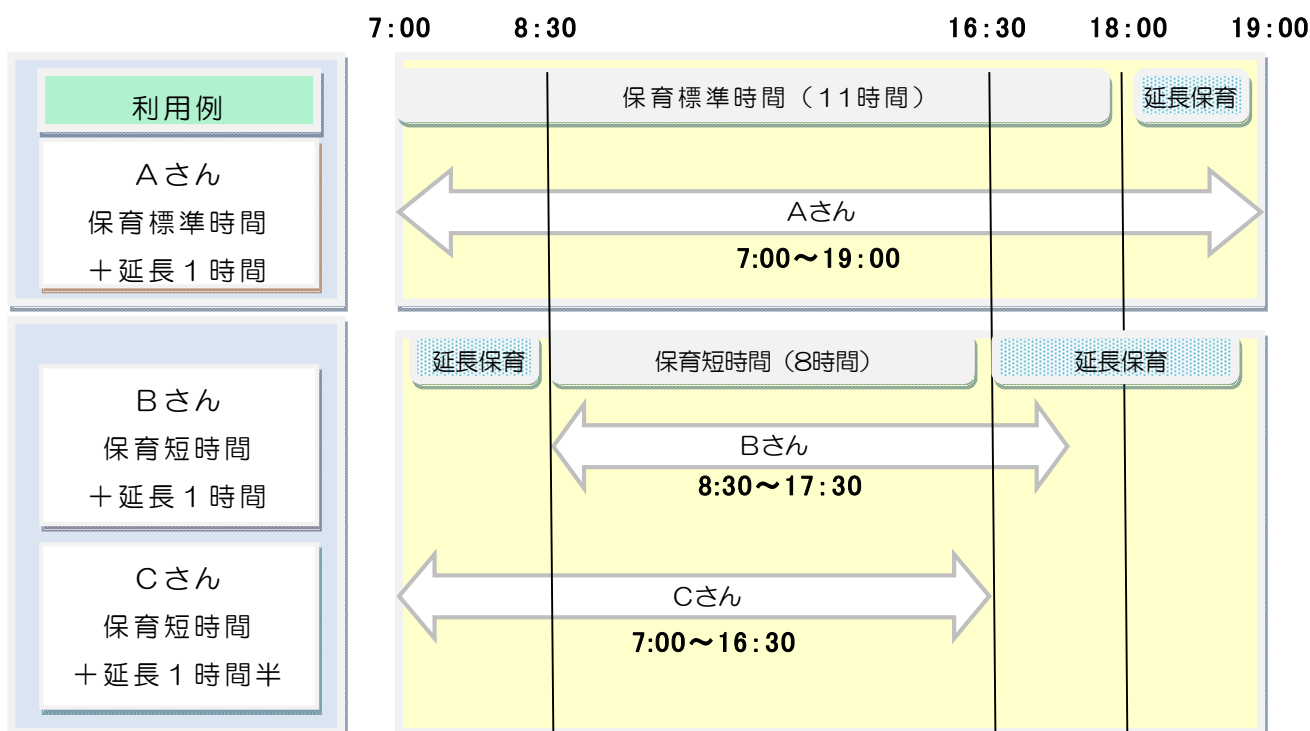
(2) 保育時間の区分について

子ども・子育て支援制度における保育認定については、「保育標準時間（主にフルタイムを想定）」及び「保育短時間（主にパートタイムを想定）」の2区分の保育必要量を設けています。

		保育標準時間	保育短時間
保育必要量 (利用可能時間数)		保育施設の開所時間 1日11時間までの利用に対応 (7:00~18:00)	保育施設の開所時間のうち 1日8時間までの利用に対応 (8:30~16:30)
保育の 必要性の 事由	労働の条件	月換算120時間以上	月換算64時間以上120時間未満
	親族の介護・看護	付き添いに必要な時間が人によって異なることから、標準時間、短時間の区分を設けます。	
	妊娠・出産 災害復旧 虐待・DV	一律保育標準時間	
	保護者の疾病・障害、 求職活動、就学、育児 休業取得時の継続利用	求職活動や育児休業取得時の継続利用については原則的には短時間保育となります。就学の場合は労働の条件時間に準じます。	

※上記基準の他、送迎の時間や家庭の状況等も考慮されます。

☆ 保育標準時間と短時間のイメージ



(3)優先利用項目

保育の必要な児童について、利用調整を行うにあたり本町では国で示す優先利用の項目①～⑧を基準とし設定します。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいをもつ場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧地域型保育施設の卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由
 - ・町内児童福祉施設において、保育士及び放課後児童支援員として週5日以上かつ1日6時間以上勤務する者の子ども

※「⑨その他市町村が定める事由」について、保育所及び放課後児童クラブの利用待機児童解消のため、子育てに専念している保育士等が社会復帰することにより多くのお子様を受け入れできるよう本町独自に設定しているものです。

【保育施設とは】

保護者が就労や、病気にかかっているなどの理由により保育することができない（保育の必要性の事由に該当する）お子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。そのため集団生活を経験させたいといった理由だけで入所することはできません。

【入所の対象となるお子さん】

亘理町に住民登録していて、2号認定及び3号認定の支給認定証を交付されているお子さんで、次のいずれかの事情で保育に困っている家庭のお子さんです。また、下記のいずれかの条件を満たし、おおむね4歳以上で集団保育が可能な中程度までの障がいを持つお子さん（※1）の受け入れも行っています。

1. 常に労働している場合（家庭外就労、自営業など）。
※ ひと月64時間以上労働している場合に限りです。
2. 妊娠中または出産後間がなく、兄弟の保育が困難な場合。
※ 保育の実施期間は、産前2か月から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末までの必要な期間のみ対象となります。
3. 病気にかかり、もしくは怪我をし、または精神や身体に障がいを有している場合。
4. 家庭内の親族を常に介護している場合。
5. 火災、風水害、震災等の災害に遭い、復旧に当たっている場合。
6. 求職中や起業の準備の場合。
※ 支給認定証効力発生日より2か月以内に就労できない場合はその時点で退所となります。
7. 職業訓練校を含む各種学校に在学している場合。
8. 育児休業中の場合。※入所後2か月以内に復職する場合のみ対象となります。
9. その他、どうしてもお子さんの保育ができない場合。

※1 障がいのあるお子さんや発達に偏りのあるお子さんについては、障害児保育指導委員会において、集団生活の可能性や加配保育士等の必要性を、医師や保育・教育の専門職等が検討し保育所（園）で受け入れ可能かを総合的に判断します。そのため、保育所の申し込みと合わせて子ども未来課子育て支援班へご相談ください（早めのご相談をお願いします）。

【入所の優先基準】

保育施設の入所申込者数は毎年定員を超えており、すべての方が希望どおり入所できるとは限りません。定員を超える申し込みがあった場合は、保育の必要性の事由に該当する程度の高いお子さんから優先的に入所を決定します。一般的には、父母共働きまたはひとり親家庭で勤務時間の長い方が最も優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職中の方は優先度が低くなります。加えて経済的な状況、保育支援状況、家族の病気や障がいなど、総合的・客観的に保育の必要性の状況を考慮のうえ審査します。

【施設案内】

I 教育・保育施設

○認可保育所(生後6か月～5歳児)

	施設名・所在地	電話番号	定員
公立	亶理保育所 亶理町字中町東190-1	34-1512	120人
	鹿島保育所 亶理町逢隈鹿島字吹田34-2	34-2900	110人
	吉田保育所 亶理町長瀬字南原193-967	35-7099	70人
	荒浜保育所 亶理町荒浜字隈潟54-4	36-7784	60人
私立	逢隈保育園 亶理町逢隈田沢字鈴木堀6-1	34-1725	90人
	亶理カトリック保育園 亶理町字新町18-7	32-0856	60人
	クロワール保育園わたり 亶理町字東郷109	36-8166	80人

II 地域型保育施設

○小規模保育施設(生後6か月～2歳児)

	施設名・所在地	電話番号	定員
私立	保育園フレンド 亶理町逢隈牛袋字南谷地添11-2	34-1790	19人
	ゆうき保育園 亶理町逢隈上郡字上96	35-7531	19人
	くまさん保育園逢隈 亶理町逢隈牛袋字館内1-1	23-0312	19人
	(仮称)ペンギンナーサリースクールわたり 亶理町字五日町39(旧大友医院) ※平成31年4月より開設予定	未定	19人 (予定)

○家庭的保育施設(生後8か月～2歳児)

	施設名・所在地	電話番号	定員
私立	家庭保育よちよち 亶理町字中町1-4 メゾンスズキ104	29-4193	5人
	わたり家庭保育園いちごっこ 亶理町字亀井戸58	23-0880	5人

【保 育 時 間】

施設の種類	平 日	延長保育時間	土 曜 日 (保育時間)
認可保育所 小規模保育施設	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 7:00～ 8:30 16:30～19:00	7:00～18:00
家庭的保育施設	保育標準時間 8:00～17:30 保育短時間 8:30～16:30	保育短時間 8:00～ 8:30 16:30～17:30	

【クラス編成について】

クラス編成は各保育施設で決定します。年齢別とは限らず、異年齢混合クラスの場合もあります。

【導入保育について】

保育施設は集団生活の場です。新たに集団生活に入るお子さんにとって生活環境の変化は、身体的、精神的に大きく影響を受ける場合もあります。そのため、新しく入所されたお子さんは以下の日程で導入保育を行い、少しずつ保育時間を延ばしてその後通常保育に移行します。

入所のつどい(入園式)の翌日から3日間 午前9時から午前10時30分まで
さらに3日間 午前9時から午後12時まで
さらに3日間 午前9時から午後3時30分まで

- ・上記の日程は、土曜日を除きます。
 - ・通常保育となるまでの期間は、個人差がありますので、それぞれのお子さんによって異なります。
 - ・保育施設では保護者と相談しながら、お子さんに合った導入保育を進めていきますのでご協力をお願いします。
 - ・入所申込書内「保育の実施を希望する期間」は、導入保育も含めた期間を記入してください。
- ※勤務の都合があるかと思いますが、大事な時期ですので皆様のご協力をお願いします。

【申し込みに必要な書類】

	書類名	提出が必要な方・注意する点	兄弟分 コピー 注1	
保育の 必要性を 確認する 書類	1	支給認定申請書兼現況届	×	
	2	入所申込書		
	3	家庭状況票		
	4	就労証明書 (父母、同居の祖父母)	会社などに勤めている方は、就労先から記入してもらいます。(就労予定・内職を含む) 注2・3 ※証明書の発行までに時間がかかる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。	○
	5	事業状況申告書 (父母、同居の祖父母)	自営業(農業・商業等)の方は、事業内容について記入してください。 ※家族経営協定などで1日の労働時間などの就業条件を定めている場合は、協定書の写しを添付してください。	○
	6	申立書	・求職中の方 ・家庭内の親族を常に介護しているため保育ができない方 ・その他どうしてもお子さんの保育ができない方	○
	7	母子健康手帳表紙の写し(母) (※表紙をコピーしてください)	・現在妊娠中のお子さんを31年度中に入所させたい場合	○
	8	診断書または、障害者手帳等の写し (同居のご家族)	・病気、ケガまたは精神、身体に障がいを持っている場合 ※申立書をあわせて提出してください	○
	9	在学証明もしくは学生手帳の写し	保護者が在学中である場合 ※カリキュラムや受講予定が分かる資料も合わせて添付してください。	○
保育料算定に 必要な 書類	10	マイナンバー記入用紙 ※新規児童のみ	保育料算定のため、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の番号を確認するものです。 ※詳細はマイナンバー記入用紙をご覧ください。	○
	11	幼稚園在園証明 ※申込時ではなく、入所決定後に提出していただきます	保育料軽減の算定に必要な書類です。兄弟が幼稚園に入園している(する)場合は、平成31年度入園後に在園証明書を提出してください。	○
	12	多子軽減適用に係る届出書	保育料軽減の算定に必要な書類です。 <u>保護者と別の住所地に居住している兄弟がいる場合は提出してください。</u> ※例えば、「兄が県外の学校へ在籍していて学校の寮で暮らしている」など。	○

注1 お子様2人以上の申し込みをする方

一番上のお子様は、「上記書類1～12」すべて原本を提出してください。

2人目以降は「上記書類4～12」の書類はコピーしたもので構いません。

注2 求職中の方は、保育施設入所後2か月以内に就労証明書を提出してください。

注3 就労証明書等の「保育の必要性を確認する書類」は入所後も定期的に提出をお願いしますのでご理解願います。

【申し込みについて】

1. 申込方法

保育施設入所申込書と支給認定申請書兼現況届に、申し込みに必要な書類を添付して申し込んでください。

2. 受付期間・時間

入所希望の時期	受付期間	受付時間	入所可否の結果 (通知文書にて)
平成31年4月1日入所 ～ 平成32年3月31日入所	平成30年11月 1日から 平成30年11月30日まで	平日のみ 午前8時30分から 午後5時15分まで	平成31年2月上旬
	平成30年12月 1日から 平成31年 3月31日まで	平日のみ 午前8時30分から 午後5時15分まで	申込時期に応じ 平成31年2月中旬 から随時
	平成31年4月1日以降 随時受付	平日のみ 午前8時30分から 午後5時15分まで	申込時より約1か 月後

※11月30日までに申し込まれた方の審査を12月～1月に行いますが、例年、この時点で申込者が募集人数を上回っており待機が発生している状況ですので、11月30日までの期間内にお申し込みください。

※受付の際に書類をもとに、家庭状況やお子様の状況などの聞き取り調査を行います。
時間に余裕をもってお越しください。

※時間外受付

11月28日（水）～11月30日（金）は子ども未来課窓口を午後8時まで延長します。

3. 申込先

◆11月1日～11月30日

第1希望の施設		申込先	提出方法
新規 申し込み	全施設	子ども未来課	申込書類を封筒に入れ、 <u>封をしないで提出</u> してください。（子ども未来課の職員が書類を確認のうえ受付します）
継続児・ 転園希望	公立保育所	各保育所 （転園希望の方は、現在ご利用の保育所にご提出ください）	申込書類を封筒に入れ、 <u>封をしないで提出</u> してください。（保育所の職員が書類を確認のうえ受付します）
	私立保育園等	各保育園等 （転園希望の方は、現在ご利用の保育所にご提出ください）	申込書類を封筒に入れ、 <u>必ず封をして提出</u> してください。（ <u>施設では開封・書類の確認はいたしませんので書類の不備がないようお願い</u> します）

◆12月1日以降

希望の施設	申込先
全施設	亘理町役場 子ども未来課へ提出してください。

※申込書提出の際に書類の記載漏れ、添付書類の不備等がないかご確認願います。申込書は添付書類等すべて揃っているもののみ受け付けます。

※審査事務等は、亘理町子ども未来課で行います。

※継続入所希望者で保育料の未納がある場合は、申込時まで必ず完納してください。

【入所の決定について】

1. 入所児童の審査・選考

書類審査や面接（必要に応じて）のうえ、「亘理町保育施設入所判定委員会」を開催し、保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から、保育施設の定員数に応じて入所を決定します。

2. 選考結果の連絡について

選考結果については、申込者へ文書で通知します。

(1)入所が内定（決定）した方

入所内定施設の説明会等の案内を同封しますので、必ず出席してください。また、施設で個人面談等を行う場合は、施設の指定日時にご協力ください。

(2)利用待機となった方

保育所等へ入所できる見込みとなった場合は、子ども未来課子育て支援班から申込者（保護者）へご連絡のうえ入所のご意向を伺います。

【入所（園）に際し提出いただく書類】

保育所（園）、小規模保育施設、家庭的保育施設へ入所（園）する際、施設長あてに「**保育所の運営に関する重要事項説明についての同意書**」の提出をお願いします。

これは、子ども・子育て支援制度において、保育所の運営方針（保育方針）や保育時間など皆様が利用するにあたって重要な事項を説明し、保護者の同意を得たうえで保育を行うこととされています。これらの内容は、「入所案内（本誌）」のほか、各施設の入所説明会で配布する「入所（園）のしおり」に記載しています。

同意書の提出方法（同意書類の配付）については、施設の入所説明会でご案内します。

なお、同意書の提出がない場合、お子さんをお預かりすることができませんので、資料の内容を確認のうえ期限までに提出してください。

【支給認定申請書兼現況届・入所申込書の記入について】

1. 申込日は、申込書を提出する日を記入してください。
2. 連絡先は、申込書類の確認や入所の意向確認のため、子ども未来課から連絡（日中）した際に回答できる方の電話番号を記入してください。
3. 入所児童の年齢は、平成31年4月1日現在で記入してください。（早見表参照）
4. 入所を希望する施設は、第1希望から第3希望まで記入してください。
また、第1希望から第3希望まで記入した以外の施設で入所を希望する施設がある場合は第3希望の下「上記以外の施設」に、希望施設名を記入してください。
(申込者数や各施設の定員等によって、希望どおり入所できない場合があります。)
5. その他については、申込書裏面の記入上の注意を参考のうえ記入してください。

【保育期間の早見表】 ※申込書に記入する際の参考にしてください。

生年月日	H31. 4. 1 年齢 (クラス)	就学前まで入所する 場合の保育期間	地域型保育施設に入所 する場合の保育期間
H30. 4. 2～H31. 4. 1生	0歳児	H37. 3. 31まで	H34. 3. 31まで
H29. 4. 2～H30. 4. 1生	1歳児	H36. 3. 31まで	H33. 3. 31まで
H28. 4. 2～H29. 4. 1生	2歳児	H35. 3. 31まで	H32. 3. 31まで
H27. 4. 2～H28. 4. 1生	3歳児	H34. 3. 31まで	
H26. 4. 2～H27. 4. 1生	4歳児	H33. 3. 31まで	
H25. 4. 2～H26. 4. 1生	5歳児	H32. 3. 31まで	

【提出書類の内容に変更があったら】

1. 提出書類の内容（住所・入所希望施設・家族構成などの家庭状況等）に変更があった場合は、施設または子ども未来課へご連絡ください。支給認定変更申請書兼内容変更届の提出が必要となります。
2. 勤務先が変更になった場合や新たに勤務先が決まった場合にも、支給認定変更申請書兼内容変更届と就労証明書を提出してください。
3. 入所を辞退する場合はなるべく早く子ども未来課へ連絡の上、「保育施設入所申込書 取下げ願」を提出してください。

【保育料について】

保育施設に入所後は、毎月保育料を納入していただきます。この保育料は給食材料費など保育施設での費用の一部に充てられるもので、入所児童の父母および同居（住民票上の世帯分離者含む）の祖父母等（家計の主宰者である場合）の前年分の所得に対する市町村民税額により決定されます。

亘理町保育料料金表(月額)

(単位:円)

階層区分	区 分		3号認定		2号認定			
			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		その他	5,900	5,800	3,900	3,900	3,900	3,900
3	町民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,850	5,750	4,850	4,800	4,850	4,800
		その他	12,700	12,500	10,700	10,600	10,700	10,600
4	町民税所得割額課税世帯	48,600円未満	7,550	7,450	6,000	6,000	6,000	6,000
		ひとり親世帯等						
		その他	16,100	15,900	14,100	13,900	14,100	13,900
5		57,700円未満	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		ひとり親世帯等						
		その他	19,500	19,200	17,600	17,400	17,600	17,400
6		77,101円未満	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		ひとり親世帯等						
		その他	22,000	21,700	20,100	19,800	20,100	19,800
7		97,000円未満	26,000	25,600	24,000	23,600	24,000	23,600
8		135,900円未満	30,000	29,500	28,500	28,100	28,500	28,100
9		169,000円未満	35,000	34,500	32,000	31,500	32,000	31,500
10		301,000円未満	41,000	40,400	35,000	34,500	33,000	32,500
11		397,000円未満	46,000	45,300	37,000	36,400	33,000	32,500
12		397,000円以上	46,000	45,300	37,000	36,400	33,000	32,500

①年少扶養控除額の再計算はされません。

②住宅借入金等特別控除などの税額控除前の税額が適用になります。

③保育料は出席日数にかかわらず在籍していれば月額を納めていただきます。導入保育期間中など1日お預かりしていない日があっても同様です。ただし、月途中の入所退所の場合は保育料を日割計算します。

【保育料の多子軽減について】

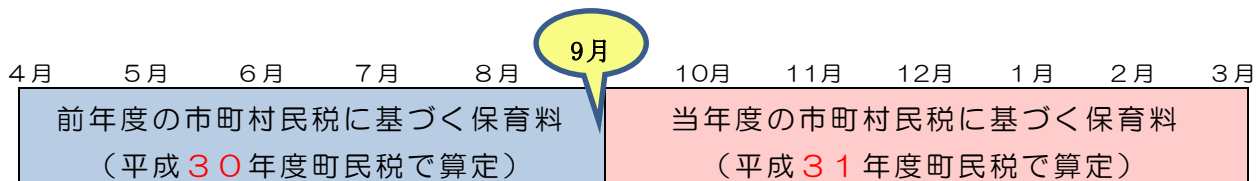
同一世帯に2人以上のお子さんがいる場合の保育料は下記のとおりとなります。

階層区分	所得割額	ひとり親世帯等	その他世帯
2階層	町民税非課税世帯	①	
3～5階層	57,700円未満	①	②
6階層	77,101円未満		③
7～12階層	77,101円以上	③	

- ① 保護者と生計を一にしているお子さん等であれば年齢、保育施設等の利用の有無に関わらず、2人目以降は無料となります。
- ② 保護者と生計を一にしているお子さん等であれば年齢、保育施設等の利用の有無に関わらず、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ③ 幼稚園や認定子ども園、児童福祉施設に入所しているお子さんが軽減の算定対象となり、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

【保育料の切り替え時期について】

子ども・子育て支援制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります！！



(注1) 保育料には減免制度があり、次の項目に該当する場合は、申請に基づき減免する場合があります。

- ① 当該年度において所得の激減または疾病等のため生活が著しく困難になった者
- ② 災害等により所得または財産に著しい損失を受けたため生活が著しく困難になった者

なお、詳細は「亙理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料減免要綱」に定めてあります。

(注2) 税の申告をしていない方は、必ず申告をしてください。なお、保育料の算定までに申告がなされない場合は、保育料の最高階層を適用しますのでご注意ください。

(注3) 保育料の未納が続いた場合は、勤務先への照会など、法に基づき滞納処分を行うことがありますので、保育料の納付が困難になった場合はお早めに子ども未来課子育て支援班へご相談ください。

【延長保育料について】

延長保育は、保護者が就労などで、支給認定（保育標準時間・保育短時間）を受けた保育時間を超えてお子さんを預けなければならない場合、利用できます。

延長保育は月単位での申請となり、利用する月の前月に入所施設へ申請してください。

なお、延長保育料は以下のとおりです。

互理町延長保育料料金表(月額)

(単位：円)

保育時間認定	延長利用時間	延長保育料
保育短時間	午前7時から午前8時30分まで及び 午後4時30分から午後6時まで	1,000
保育標準時間・保育短時間	午後6時から午後7時まで	2,000

※保育短時間の方が午後4時30分から午後7時まで延長保育を利用された場合、延長保育料は3,000円となります。

※地域型保育施設（小規模保育・家庭的保育）の延長保育料は各施設で設定されます。

※延長保育料は申請に基づき月単位でいただきます。

（1日も利用しなかった場合でも延長保育料がかかります）

※申請月途中で延長保育の取り消しがあっても延長保育料がかかります。

（遡っての取り消しはできませんので前の月までに取り消しを申し出てください）

【保育施設入所申込に関するよくある質問】

Q 1. 私は現在仕事を探していますが、保育施設に申し込みできますか。

→ 仕事を探している方（求職中）でも申し込みは可能です。ただし、施設に入所してから2か月以内に就労できなかった場合はその時点で退所していただきます。

Q 2. 現在育児休業中ですが保育施設には入所できますか。

→ 入所後2か月以内に復職する場合のみ、対象となります。

Q 3. パートで働いていますが、保育施設に入所できますか。

→ 保育施設の開所時間内で、1か月当たり64時間以上の勤務であれば、パート勤務でも入所は可能です。

Q 4. 保育施設入所の決定は先着順ですか。

→ 先着順ではありません。保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から優先的に入所を決定します。

ただし、11月30日までに申し込んだ方の審査・決定を優先します。12月1日以降に申し込まれた場合はその後の審査となりますので、忘れず期間内（11月1日～30日）に申し込んでください。

Q 5. 「保育の必要性の事由に該当する程度の高い」とは具体的にどのような状況をいいますか。

→ 一般的に父母共働きまたはひとり親家庭で勤務時間の長い方の優先度が高くなり、勤務時間の短い方、求職中の方は優先度が低くなります。それに加えて家族の状況、保育支援状況、家庭の経済状況などを考慮して審査します。

Q 6. 第1希望の保育施設に入れなかった場合は、待機となりますか。

→ 申込書の「第1～3希望」と「上記以外の施設」に施設名を記入してください。第1希望の施設が定員の関係上入所できないときは、「第2・第3希望施設」や「上記以外の施設」で入所できる見込みがある場合、入所を調整します。

※町では1人でも多くの方が入所できるよう入所調整を行っていますが、第1希望のみの記入ですと調整ができませんのでなるべく他の施設も記入してください。

Q 7. 待機になったときはどうなりますか。

→ 申込書は平成31年度の年度末（平成32年3月末日）まで子ども未来課でお預かりします。年度途中で施設に空きが出て入所できる見込みとなった場合には、子ども未来課から直接保護者へご連絡のうえ入所のご意向を確認します。

なお、平成30年度現在、待機となっている方が平成31年4月以降の入所を希望する場合は、新たに申し込みが必要ですので忘れずに行ってください。

Q 8. 現在、亶理町外に住んでいますが、来年の4月に亶理町に引越し（転入）する予定です。保育施設の申し込みは可能ですか。

- 確実に亶理町に引越しの予定があれば申し込み可能です。ただし、実際の入所は亶理町に転入（実際に亶理町で生活し、かつ住民票を亶理町に登録すること）してからとなります。支給認定証についても転入確定後の交付となります。
- なお、転入予定時期が遅れる場合は必ず子ども未来課へご連絡願います。

Q 9. 現在妊娠しており平成31年5月に出産予定です。育児休業の後、平成32年1月に復職予定なのでそれに合わせて子どもを保育施設に入りたいのですが申し込みは可能ですか。

- 申込時に出生前であっても、平成31年度中に6か月児に達する予定であれば申し込み可能です。
- 申込書の入所希望日は、出産予定日の6か月以降になりますので、ご注意ください。また妊娠中であることを確認するため「母子手帳表紙の写し」を必ず添付してください。（家庭的保育施設は8か月児から）

Q 10. 亶理町には公立と私立の保育所（園）がありますが、何が違うのでしょうか。

- 公立保育所の運営主体が亶理町で、私立保育園は社会福祉法人です。
- 入所（園）の要件や保育料などは、公立も私立も同じです。

Q 11. 地域型保育施設とはどのような施設ですか。

- 小規模保育施設、家庭的保育施設、居宅訪問型保育施設、事業所内保育施設の総称で、市町村が認可を行う施設です。亶理町の認可施設としては、「保育園フレンド」、「ゆうき保育園」、「くまさん保育園逢隈」、「(仮称)ペンギンナーサリースクールわたり」、「家庭保育よちよち」、「わたり家庭保育園いちごっこ」があります。

Q 12. 小規模保育施設とはどのような施設ですか。

- 小規模保育施設は保育所を小さくした施設といえます。定員は6人から19人まで、対象年齢は生後6か月から2歳児までの保育を行う施設です。

Q 13. 家庭的保育施設とはどういった施設ですか。

- 家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者（保育ママ）による保育を行います。定員は5人で、対象年齢は生後8か月から2歳児までです。家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行います。

Q 14. 地域型保育施設を卒園した後は、別の保育所（園）に入れますか。

- 卒園後は連携施設（保育所）への入所の優先度が高くなりますが、連携施設の空き状況によっては入所できない場合があります。

Q 15. 保育料はどのくらいかかりますか。

- 保護者世帯の市町村民税額とお子様の年齢によって異なります。詳しくは入所案内12ページをご覧ください。

Q 1 6 . 保育料は、誰の市町村民税額で計算するのですか。

→ 保育料は、基本的に入所児童の父母の市町村民税額で計算されます。ただし、同居（住民票上の世帯分離者を含む）の祖父母等が入所児童を扶養に取るなど家計の主宰者であることが認められる場合は祖父母が計算の対象となる場合があります。

Q 1 7 . 兄弟姉妹がいると保育料は安くなりますか。

→ 保育料には多子軽減があります。詳しくは入所案内 1 3 ページをご覧ください。

Q 1 8 . 保育料はどのようにして納めるのでしょうか。

→ 保育料の納入は、公立・私立の保育所（園）は亘理町に、地域型保育施設は各施設へ納めていただきます。

保育所（園）の納入方法は、口座振替での納入になります。手続き方法については入所説明会にてご案内します。（詳しくは別紙「保育料についてのお願い」をご覧ください）

また、地域型保育施設は、直接施設に納めることとなりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

Q 1 9 . 社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙は、必ず出さなくてはならないのですか。

→ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成 2 8 年 1 月に施行しました。子ども子育て支援制度においても保育施設の利用にあたってマイナンバーを確認することになっていきますので、必ず記入してください。また、マイナンバーカードなどの写しも添付してください。詳しくは、**社会保障・税番号制度（マイナンバー）記入用紙裏面**をご覧ください。

Q 2 0 . 入所が内定（2月上旬に通知）した後、どのようなスケジュールで入所できますか。

→ 入所内定通知書と一緒に、施設の入所説明会の案内を同封します。説明会では、施設の保育内容や入所までに準備する物などをご説明します。また、個別面談も行います。仕事などの都合もあるかと思われませんが、必ず出席してください。

Q 2 1 . 町外の保育所などへ入園させたいのですが可能でしょうか。

→ 今回の入所申し込みについては、亘理町内の保育所（園）、小規模保育施設、家庭的保育施設を対象としています。町外保育所などに入所を希望する方は、子ども未来課子育て支援班へご相談ください。

※町では、町外保育所などの利用調整（施設の紹介）は行っていません。また、町外の施設が受入可能であっても施設の所在市区町村が広域利用を行っていない場合は利用できません。

※その他ご不明な点がございましたら、子ども未来課子育て支援班（☎ 0 2 2 3 - 3 4 - 1 2 2 5）へお問い合わせください。